ホ　別表第一第2章第6部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。） ヘ　別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの ①　区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法 ②　区分番号Ｉ００３―２に掲げる認知療法・認知行動療法 ③　区分番号Ｉ０１１に掲げる精神科退院指導料 ④　区分番号Ｉ０１１―２に掲げる精神科退院前訪問指導料 ト　別表第一第2章第9部から第13部までに規定する点数 三　別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養 イ　区分番号Ｂ００４―１―４に掲げる入院栄養食事指導料 ロ　区分番号Ｂ００４―９に掲げる介護支援連携指導料 ハ　区分番号Ｂ００６―３に掲げるがん治療連携計画策定料 ニ　区分番号Ｂ００６―３―２に掲げるがん治療連携指導料 ホ　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料 ヘ　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料 ト　区分番号Ｂ０１１―４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料 チ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１ リ　区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料２ ヌ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ル　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料 ヲ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
別表第一備考七号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、同表備考第八号中「第八条第二十四項」を「第八条第二十六項」に改め、同表備考第九号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同表備考第十号中「法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）」に改め、同表備考第十一号中「法」を「旧介護保険法」に改める。 別表第二の上欄第三号の項中「在宅末期医療総合診療料」を「在宅がん医療総合診療料」に改め、同表の上欄第五号の項中「注10」を「注11」に改め、同項の次に次のように加える。	
五の二　別表第一区分番号Ｃ００６に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料が算定されるべき療養	急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理が必要である患者に係るものである場合に限り、算定できる。
別表第二の上欄第十一号の項を次のように改める。	
十一　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第三区分番号１３に掲げる長期投薬情報提供料 ロ　別表第三区分番号１４の２に掲げる外来服薬支援料	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
別表第二の上欄第十三号の項を次のように改める。	
十三　別表第三区分番号１５の５に掲げる服薬情報等提供料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。

別表第二備考第十一号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同表備考第十四号中「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３の注９」を「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３の注11」に、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３の注９」を「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３の注10」に改め、同表備考第十七号中「(7)」を「(6)」に、「(12)」を「(13)」に改める。

○厚生労働省告示第百六十三号

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める指定訪問看護（平成十二年厚生省告示第百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第一号注９」を「区分番号０１の注10」に、「長時間訪問看護加算」を「長時間訪問看護加算注９に規定する長時間精神科訪問看護加算」に改め、第二号中「指定訪問看護」の下に「（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法区分番号０１の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は区分番号０１―２の注11に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）」を加える。

○厚生労働省告示第百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第一号の規定に基づき、健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十年厚生省告示第二百十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二項中「附則第九条から第十七条まで及び第二十三条」を「第二十三条」に改め、同表歯科医師の項中「歯科医師の員数」とあるのは「歯科医師の員数（改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない歯科医師の員数）と」を削り、「附則第九条から第十七条まで、第二十条」を「附則第二十条」に、「有しなければならない看護師」を「都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として定められた看護師」に改める。

別表看護師・准看護師・看護補助者の項中「第二十一条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める」を「第二十一条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準として定められた」に改める。

○厚生労働省告示第百六十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱを次のように定め、平成二十四年四月一日から適用し、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数（平成二十二年厚生労働省告示第九十八号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月二十六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ

一　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟